

岡山県貨物自動車運送業支援金 Q & A

Q 1 本支援金の目的は。

A 1 燃料油価格高騰の影響を受け、厳しい経営状況に置かれている貨物自動車運送事業者の負担を軽減し、引き続き事業継続がなされるよう支援するものです。

Q 2 本支援金の対象事業者は。

A 2 岡山県内に営業所を有する一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者が対象です。

Q 3 本支援金の交付要件は。

A 3 令和7年10月1日時点で岡山県内の営業所に配置し、申請日時点において継続的に事業に使用している事業用自動車（霊きゅう自動車、被けん引自動車、二輪車を除く。）であり、自動車登録番号が岡山県内の車両であることが要件です。

Q 4 国や市町村の燃料費高騰に対する支援を目的とした補助金等との併給は可能ですか。

A 4 国や市町村の交付要件で、他の補助金等との併給を禁止していなければ申請が可能です。

Q 5 令和7年10月2日以降に新しく購入した登録車両は、交付対象となりますか。また、10月2日以降に車両を代替した場合は、交付対象となりますか。

A 5 令和7年10月2日以降に新しく購入した登録車両は、A3のとおり、令和7年10月1日時点で岡山県内の営業所に配置している登録車両が交付要件であることから対象となりません。ただし、令和7年10月1日時点で岡山県内の営業所に配置している登録車両を10月2日以降に代替した場合は、代替後の車両が交付対象となります。なお、車両明細書（様式第1号 別紙1）の備考欄に、代替前の車両の自動車登録番号を記載してください。この場合の添付書類は、代替前の車両の自動車検査証記録事項(写)もあわせて提出してください。（場合によっては、追加で書類の提出をお願いすることがあります。）

Q 6 令和7年10月1日時点で休車中の車両も交付対象となりますか。

A 6 令和7年10月1日時点で休車中（車検切れであるが、登録車両）の車両は交付対象となりません。ただし、申請日までに車検を受ければ交付対象となります。

Q 7 リース等により使用している車両も交付対象となりますか。

A 7 所有者が自動車リース会社や自動車ディーラー会社であっても、車検証の使用者の氏名又は名称が申請者名、使用の本拠の位置が岡山県内の営業所住所であり、A 3の要件を満たしていれば交付対象となります。

Q 8 電気自動車、CNG自動車、水素自動車は支援金の交付対象ですか。

A 8 対象外です。

Q 9 営業所を統廃合した場合の取扱について教えてください。

A 9 統合後の営業所に配置している車両について申請してください。（ただし、10月1日時点で県内の営業所に配置し、申請日時点において継続的に事業に使用している車両に限ります。）

Q10 営業所移転等の取扱について教えてください。

A10 10月1日時点で移転または増設した営業所に所属している車両について申請してください。

Q11 支援金が交付された場合、消費税・法人税・所得税の課税対象を教えてください。

A11 最寄りの税務署へお問い合わせください。

Q12 岡山県トラック協会の会員ではありませんが、申請窓口は岡山県トラック協会でしょうか。

A12 今回の支援金の窓口は会員であるかどうかにかかわらず、岡山県トラック協会となります。
住所：岡山市北区青江1-22-33
岡山県トラック総合研修会館の1Fに事務局があります。
※岡山県トラック交通共済会館ではありませんので、お間違いのないように願います。



Q13 申請書類はどこで入手できますか。

A13 申請書類は、岡山県トラック協会のホームページからダウンロードをしてください。
 なお、添付書類は申請書内で確認してください。

Q14 申請方法はどのようにすればよいですか。

A14 受付期間内に郵送または持参してください。
 なお、持参の場合は、平日 8 : 30 ~ 17 : 00 の窓口対応となります。
 (土・日・祝は対応できません。)

Q15 申請書類・添付資料の印刷サイズに指定はありますか。

A15 申請書類・添付書類は、A4 サイズの片面印刷で提出してください。
 なお、提出書類はホッチキスで止めないようお願いいたします。

Q16 添付資料の「自動車検査証記録事項(写)」は、「電子車検証(写)」も添付しなければなりません
 か。

A16 電子車検証は提出不要です。A4 サイズの自動車検査証記録事項(写)のみをご提出ください。
 ただし、軽自動車のうち、電子車検証でない場合には車検証(写)をご提出ください。

Q17 県内に複数の営業所がある場合、どのように申請すればよいのでしょうか。

A17 同一法人又は個人事業主からの申請は、1回限りといたします。
なお、営業所名で申請する場合、申請書兼請求書への押印は、営業所印がある場合は営業所印、無い場合は営業所の代表者の印鑑が必要です。

Q18 提出する添付書類が現在の名称や住所と異なっている場合はどうすればよいですか。

A18 住民票や法人の登記事項証明書の写し、認可申請書等、変更前後の継続性が確認できる書類を提出してください。

Q19 申請後、助成金の交付決定や振込日の通知はあるのでしょうか。

A19 交付決定の通知はおこないません。助成要件を満たしていない場合や申請書類に不備がある場合のみ連絡いたします。

振込日については、申請書類に不備がない場合、次のとおりの振込予定となります。

①申請受付期間 : 令和7年10月中
振込予定日 : 令和7年11月28日予定

②申請受付期間 : 令和7年11月中
振込予定日 : 令和8年12月26日予定

③申請受付期間 : 令和7年12月中
振込予定日 : 令和8年1月30日予定

④申請受付期間 : 令和8年1月中
振込予定日 : 令和8年2月27日予定